

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)	
地域名 (地域内農業集落名)	下武宮 (下武宮)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月20日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在取組を行っているものは鳥獣被害防止対策、農地の保全・管理、飼料用作物の栽培である。地域内で主に栽培している作物は水稲、WCSである。地域が抱える課題として農業者の高齢化、農業にかかる経費の増加、農家収入の低下が挙げられる。これらの課題の原因や理由として主に挙げられるのは、近年の物価上昇による全ての購入機材(燃料、肥料、他全て)の価格高騰による経費増加と同時に米価の低迷に伴う収入の低下、農業従事者の高齢化である。  
主な作物:水稲、WCS

(2) 地域における農業の将来の在り方

低コスト化・規模拡大を図りながら現状を維持していくこと、農地関連施設(農業用水路、農道)の整備等に取り組むことを目指す。また地域の所得向上に向けホームページ作成、ネット販売に取り組みたいと考えている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農事組合法人を中心となる経営体として位置づけている。当面は低コスト化・規模拡大を図りながら現状を維持していく。今後離農者が出た場合は中心となる経営体に農地を集積し、耕作放棄地にならないよう保全に努める。 ・農用地の集積、集団化を進めるため、農業用水路、農道の設備に努める。 ・個人農家が維持管理できなくなった場合は農事組合法人が管理していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
活用予定なし。
(3)基盤整備事業への取組方針
一部はすでに整備済みだが、他は基盤整備事業の予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在は活用していない。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業共済組合に委託し、無人ヘリで水稲防除を行っている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
①侵入を防止するための防護柵の設置。 ⑦畦畔の草刈り、点検、田面の耕起等により維持管理を行っている。 ⑨飼料用作物(WCS)。				